

や

ま

く

ら

通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～

発行：山口県消費生活センター

令和3年7月6日

-247号-

消費生活**トラブル**情報

契約はよく考えて！

自宅の売却トラブルに注意！

相談事例

ある日、自宅マンションに不動産業者が訪ねてきて…



このマンションを2,000万円で
売りませんか？
悪くない条件ですよ！
住み替えの物件も紹介します。



売る気はないので、
帰って欲しい

しかし、長時間の勧誘で疲弊してしまい、売却の契約をしてしまう…



もともと自宅は売る気がなかった
ので、後日「やっぱりやめたい」と不
動産業者に言うと、「キャンセルす
るなら900万円支払って」と言われた



そんな説明聞いて
いない…

「強引に勧誘され、安価で
自宅を売却する契約をして
しまった」など、高齢者の
自宅の売却に関する相談が、
全国の消費生活センター等
に寄せられています

アドバイス

- 希望しない場合は、「売る気はありません」、「もう勧誘しないで」ときっぱり断る！
 - わからないことがあれば、解決するまで契約しない！
 - 契約前に、周りの人に相談する！
- ※ 自宅の売却契約はクーリング・オフできません！ 安易に契約しないようにしましょう！

参考：国民生活センターHP (http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210624_1.html)

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 〔月～金〕8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 〔月～金〕9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

注意情報

うそ電話詐欺が多発中 被害に遭わないために



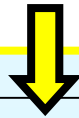
詐欺の高額被害が発生しています！

<事例>

「防犯協会」、NPO法人、検察官などをかたる者から何度も電話があり、覚えのない個人情報登録解除の手続きを発端に、トラブルに巻き込まれたように装い、訴訟の示談金や弁護士費用として現金をだまし取られてしまった。

劇場型勧誘と呼ばれる手口でのうそ電話詐欺

被害に遭わないために



- **留守番電話を設定する**
- 電話に出る前に、留守番電話に吹き込まれる**相手の声確かめる**
- **知らない人からの電話には出ない**（ナンバーディスプレイ機能を利用）

すぐに電話に出ない！

電話でお金のお話が出たら、家族か警察に相談！

他にもこんな詐欺が

<事例>

パソコンの画面上に、突然警告画面が表示され、画面上の電話番号に連絡した結果、セキュリティ対策料金として、高額な電子マネーを要求された。警告画面は「**偽警告**」であり、**電子マネーをだまし取られてしまった**。

通称：サポート詐欺

参照：山口県警察本部「防犯情報」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が**分かる**

1 →

を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が**分からない**

2 →

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど